指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止する年月日
九	株式会社近畿確認検査センター	兵庫県西宮市池田町九番七―二一五号	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十五号）第十条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	平成二十七年二月二十八日

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相生市若狭野町野々字宮ノ前一五一六番一から同市若狭野町野々字宮ノ前二〇八番一まで	前	三一・五〇～三三・二〇（メートル）	〇・〇三四（キロメートル）	
	後	三一・五〇～三三・二〇（メートル）	〇・〇三四（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	長浜市西浅井町塩津浜字西一一三六番から同市西浅井町塩津浜字浦手一八四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三八番四から同市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一まで	前	四三・〇〇～八五・〇〇（メートル）	〇・四三三（キロメートル）	
	後	三七・〇〇～七九・〇〇（メートル）	〇・四三三（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間中国地方整備局及び同局岡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前	
	A　九・五〇～一九・九四（メートル）	七二・五〇（キロメートル）
	B　二〇・〇〇～一二六・五〇（メートル）	一九・九四四（キロメートル）
	C　二〇・〇〇～一二六・〇〇（メートル）	七・二五〇（キロメートル）
	後	
	A　九・五〇～二〇・〇〇（メートル）	七二・五〇（キロメートル）
	B　二〇・〇〇～一二六・五〇（メートル）	一九・九四四（キロメートル）
	C　一二〇・〇〇～一二六・〇〇（メートル）	五・二九九（キロメートル）

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六二三番二から浅口市金光町佐方二四五九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六二三番二から浅口市金光町佐方二四五九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号